

外国人介護人材住居借上支援事業を実施します！

熊本県では、外国人介護人材の確保を図ることを目的に、外国人介護人材を雇用する際に、介護施設等が借り上げる住居の家賃等に要する経費を助成します。

1 事業概要

熊本県内の介護施設等を運営している事業者が、外国人介護人材を雇用する際に、外国人介護人材向けに住居を借り上げる経費に対し補助を行います。

2 補助対象事業者

県内に所在する介護保険法による指定又は許可を受けた介護サービス事業者であって、運営するが介護保険施設等で受け入れる外国人介護人材用の住居を借り上げ、居住させている者。

3 補助対象となる外国人介護職員

県内の介護職員として勤務している又は勤務予定の者で、次のいずれかの在留資格を有する者。

- (1) 特定活動（経済連携協定（EPA）に基づく外国人介護福祉士候補者）
- (2) 介護
- (3) 技能実習
- (4) 特定技能1号

4 補助対象経費

住居の賃借料及び共益費（管理費）

5 補助基準額

(1) 補助基準額

1戸あたりの月額から居住者負担額及び他の補助金制度による収入を引いた額の1/2以内（1万5千円を上限）。

なお、1戸に複数人で入居する場合は、補助対象経費の合計額を入居人数で除した額から他の補助金制度による収入及び入居者毎の居住者負担額を引いた額の1/2以内（1

万5千円を上限)。

(2) 補助限度額

補助金の交付限度額は、1施設等につき20万円。

6 補助対象期間

当該年度の4月1日から3月31日までの期間のうち、雇用を開始しかつ補助対象住居へ入居した日から、雇用終了等により補助対象住居から退去した日までとします。

7 問い合わせ先

〒862-8570

熊本市中央区水前寺6丁目18番1号

熊本県健康福祉部長寿社会局高齢者支援課企画班 担当：古閑

TEL 096-333-2215